

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年5月1日(2014.5.1)

【公開番号】特開2012-36375(P2012-36375A)

【公開日】平成24年2月23日(2012.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-008

【出願番号】特願2011-145561(P2011-145561)

【国際特許分類】

C 08 B 11/12 (2006.01)

【F I】

C 08 B 11/12

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月13日(2014.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原料パルプを粉碎機により粉碎処理した後に、得られた粉碎処理物中のセルロースを、モノハロ酢酸又はその塩及びアルカリ剤と40～100で反応させるカルボキシメチルセルロースの製造方法であって、該粉碎機として容器駆動式媒体ミルを使用し、該モノハロ酢酸もしくはその塩、及び／又はアルカリ剤を、該原料パルプの粉碎処理前又は粉碎処理中に該原料パルプと混合する工程を有する、カルボキシメチルセルロースの製造方法。

【請求項2】

粉碎処理前の原料パルプを構成するセルロースの平均重合度が1000～5000である、請求項1に記載のカルボキシメチルセルロースの製造方法。

【請求項3】

原料パルプとモノハロ酢酸又はその塩とを混合し粉碎処理する工程を有する、請求項1又は2に記載のカルボキシメチルセルロースの製造方法。

【請求項4】

原料パルプとモノハロ酢酸又はその塩とを混合し粉碎処理した後、アルカリ剤を添加し更に粉碎処理する、請求項1～3のいずれかに記載のカルボキシメチルセルロースの製造方法。

【請求項5】

粉碎処理前の原料パルプにモノハロ酢酸又はその塩を含浸させる工程を更に有する、請求項1～4のいずれかに記載のカルボキシメチルセルロースの製造方法。

【請求項6】

原料パルプを構成するセルロースの無水グルコース単位に対するモノハロ酢酸又はその塩のモル当量比(モノハロ酢酸又はその塩／無水グルコース単位)が0.3～3である、請求項1～5のいずれかに記載のカルボキシメチルセルロースの製造方法。

【請求項7】

粉碎処理物をモノハロ酢酸又はその塩及びアルカリ剤と反応させる際、水分量が乾燥原料パルプ100重量部に対して100重量部以下である、請求項1～6のいずれかに記載のカルボキシメチルセルロースの製造方法。